

理 由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は、処分庁が送付した固定資産税の督促状を受けて審査請求をしているが、審査請求の趣旨は、固定資産税の免除を求めているものとなっており、審査請求に係る処分内容と審査請求の趣旨についての記載が要領を得ない。審査請求人からの固定資産税免除申請及びそれに係る処分の事実はない。また、当該審査請求を不適法なものとして、平成28年6月22日に、特定記録郵便により、審査請求人に対して補正を命じたが、提出された審査請求書もまた、要領を得ないものとなっていた。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年7月7日

審査庁 うるま市長

(教示欄)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。